

勢田川等水面利用対策協議会（第16回）書面開催の結果

今回の協議内容について、下記のとおり、委員から意見が提出されたため、意見に対する考えを各委員に共有しました。

記

【委員意見】

一色大橋上下流（国管理区間）の係留船について、当該地に係留中の船の所有者に対しては早期に船の移動を指導するとともに、悪質な者に対しては行政代執行による強制撤去の適用を考えてほしい。

また、移動撤去後、再度護岸に船が係留されないよう監視・指導を徹底してほしい。

【三重河川国道事務所（河川管理者）の考え方】

一色大橋上下流の船の所有者に対しては、これまでも船を移動するよう指導を行っておりますが、従わない場合には行政代執行も視野に入れた指導を継続していきます。

また、船の移動完了後は、係留施設を撤去するなどの措置を検討するとともに、河川巡視により状況を把握し、必要な措置等を取り、新たな不法係留船の発生を防ぎます。